

公益財団法人にいがた産業創造機構有料広告掲載に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人にいがた産業創造機構(以下「機構」という。)の資産等を広告媒体として活用し、民間企業等に係る情報(以下「広告」という。)を有料で掲載又は掲示(以下「掲載等」という。)をすることにより、機構の自主財源を確保するとともに、県内経済の活性化に資することを目的とする。

(対象媒体)

第2条 広告の掲載等の対象となる媒体は、機構が作成し、又は保有する次に掲げるものとする。

- (1) ウェブページ
- (2) 封筒
- (3) ポスター、チラシ
- (4) NICO プレス、会員専用 NICO クラブ封筒
- (5) その他機構理事長が広告の掲載等を行うことが適当と認めるもの

(広告の掲載等の方法等)

第3条 広告の掲載等の方法、規格、期間等は、前条各号に掲げる媒体ごとに別に定める。

(対象者)

第4条 広告の掲載等を行うことができる人及び団体は、次に掲げる要件を満たす人又は団体とする。

- (1) 事業を営んでいること。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続、民事更生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続中でないこと。
- (3) その他別に定める要件

(広告内容)

第5条 広告の掲載等の対象となる内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、新潟県条例等に違反するもの
- (2) 公の秩序及び善良な風俗に反するもの
- (3) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (4) 人権を侵害するもの
- (5) 青少年保護及び消費者保護の観点から適切でないもの
- (6) 意見広告に関するもの
- (7) その他広告の掲載等の対象となる内容として不適当と認められるもの

(掲載等の手続)

第6条 広告の掲載等に係る手続については、第2条各号に掲げる媒体ごとに別に定める。

(広告の掲載等に係る審査)

第7条 広告の内容、表現等についての審査は、第2条各号に掲げる媒体を所管するグループ等が行う。

(広告に関する責任)

第8条 掲載等をした広告の内容に関する責任は、すべて広告取扱業者及び広告掲載者が負うものとする。

2 前項に規定する義務は、広告の掲載等に関する許可又は契約の条件とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成23年8月5日から実施する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。